

# 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

## (改定案)

### (名称)

第1条 この会議は、「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、水防法第15条の10に基づき、沖縄県管理河川流域において、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資するハード対策及びソフト対策の取組を、関係する機関が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。ただし、構成員がやむを得ない理由により出席できない場合、構成員は代理を出席させることができる。

- 2 協議会に会長を置き、会長は沖縄県土木建築部長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (幹事会の構成)

第4条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。ただし、幹事がやむを得ない理由により出席できない場合、幹事は代理を出席させることができる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は沖縄県土木建築部河川課長をもって充てる。
- 4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 5 幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 幹事会は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

## 4 流域治水に関すること

5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、沖縄県土木建築部河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成30年2月1日から施行する。

2 本規約の改定は、令和2年1月14日から施行する。

3 本規約の改定は、令和3年1月26日から施行する。

別表1 沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会

名護市長

国頭村長

大宜味村長

東村長

今帰仁村長

本部町長

恩納村長

宜野座村長

金武町長

伊平屋村長

うるま市長

宜野湾市長

浦添市長

沖繩市長  
読谷村長  
嘉手納町長  
北谷町長  
北中城村長  
中城村長  
那覇市長  
糸満市長  
豊見城市長  
南城市長  
八重瀬町長  
西原町長  
南風原町長  
渡嘉敷村長  
座間味村長  
久米島町長  
石垣市長  
竹富町長  
与那国町長  
(オブザーバー) 伊江村長  
(オブザーバー) 伊是名村長  
(オブザーバー) 与那原町長  
(オブザーバー) 粟国村長  
(オブザーバー) 渡名喜村長  
(オブザーバー) 南大東村長  
(オブザーバー) 北大東村長  
(オブザーバー) 宮古島市長  
(オブザーバー) 多良間村長  
沖繩総合事務局 開発建設部長  
沖繩総合事務局 北部ダム統合管理事務所長  
沖繩气象台 沖繩气象台次長  
国土地理院 沖繩支所長  
沖繩県 知事公室長  
沖繩県 土木建築部長  
沖繩県 北部土木事務所長  
沖繩県 中部土木事務所長  
沖繩県 南部土木事務所長  
沖繩県 八重山土木事務所長  
(オブザーバー) 沖繩県 宮古土木事務所長  
沖繩県 農林水産部長

沖繩県 北部農林水産振興センター所長  
沖繩県 八重山農林水産振興センター所長

## 別表2 沖繩県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

名護市 総務部長  
国頭村 総務課長  
大宜味村 総務課長  
東村 総務財政課長  
今帰仁村 建設課長  
本部町 総務課長  
恩納村 建設課長  
宜野座村 建設課長  
金武町 総務課長  
伊平屋村 建設課長  
うるま市 企画部長  
沖繩市 総務部長  
宜野湾市 総務部長  
**浦添市 総務部長**  
読谷村 建設整備部長  
嘉手納町 総務課長  
北谷町 総務部長  
北中城村 総務課長  
中城村 総務課長  
那覇市 総務部長  
糸満市 建設部長  
豊見城市 総務部長  
南城市 総務部長  
八重瀬町 総務課長  
西原町 総務部長  
南風原町 総務部長  
久米島町 総務課長  
渡嘉敷村 総務課長  
座間味村 総務福祉課長  
石垣市 建設部長  
竹富町 防災危機管理課長  
与那国町 まちづくり課長  
(オブザーバー) 伊江村 総務課長  
(オブザーバー) 伊是名村 総務課長  
(オブザーバー) 与那原町 生活環境安全課長  
(オブザーバー) 粟国村 経済課長

## (参考資料)

国水河計第39号  
国水環第61号  
国水治第85号  
国水下事第38号  
国水下流第26号  
令和2年10月27日

各都道府県・政令指定都市土木担当部長・下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川計画課長  
河川環境課長  
治水課長  
下水道部  
下水道事業課長  
流域管理官  
(公印省略)

### 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要です。

これを踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進する取組を進めているところです。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理する二級水系について、一級水系での取組を参考に、「流域治水プロジェクト」を推進されるようお願いいたします。

また、貴管内の関係市町村（政令指定都市を除く）にも、その旨周知いたします。

(オブザーバー) 渡名喜村 経済課長  
(オブザーバー) 南大東村 総務課長  
(オブザーバー) 北大東村 建設課長  
(オブザーバー) 宮古島市 建築部長  
(オブザーバー) 多良間村 土木建設課長  
沖縄総合事務局 低潮線保全官  
沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所副所長  
国土地理院 沖縄支所調査員  
沖縄気象台 業務課長  
沖縄県 防災危機管理課長  
沖縄県 河川課長  
沖縄県 下水道課長  
沖縄県 北部土木事務所 技術総括  
沖縄県 中部土木事務所 技術総括  
沖縄県 南部土木事務所 技術総括  
沖縄県 八重山土木事務所 河川都市港湾班長  
(オブザーバー) 沖縄県 宮古土木事務所 都市港湾班長  
沖縄県 農地農村整備課長  
沖縄県 北部農林水産振興センター農業水産整備課長  
沖縄県 八重山農林水産振興センター農林水産整備課長

# あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- ✓ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要。
- ✓ 「流域治水」の考え方にに基づき、**堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者※で水災害対策を推進。** ※国・都道府県・市町村・企業・住民等

## 「流域治水」への転換

- あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①～③に示す対策を総合的かつ多層的に推進し、「流域治水」へ転換

◀ これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置 ▶

**① 氾濫をできるだけ防ぐ**

**ためる、しみにさせる** **集水域**

【県・市、企業、住民】  
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用  
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

**グリーンインフラの活用**  
自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進

雨庭の整備（京都市）

**ためる** **河川区域**

【国・県・市、利水者】  
治水ダムの建設・再生、治水ダム等において貯留水を事前に放流し水害対策に活用  
【国・県・市】  
遊水地の整備、活用

安全に流す  
【国・県・市】  
河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす  
【国・県】  
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

**② 被害対象を減少させる**

**よりリスクの低いエリアへ誘導** **氾濫域**

【県・市、企業、住民】  
土地利用規制・誘導、移転促進、金融による誘導の検討等

被害範囲を減らす  
【市】  
二線堤等の整備

〇：想定される対策実施主体 県：都道府県 市：市町村  
-07-



**③ 被害の軽減・早期復旧・復興**

**土地のリスク情報の充実** **氾濫域**

【国・県】  
水災害リスク情報の空白地帯解消等  
遊覧体制を強化する  
【国・県・市】  
河川水位等の長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化  
【企業、住民】  
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫  
【企業、住民】  
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等

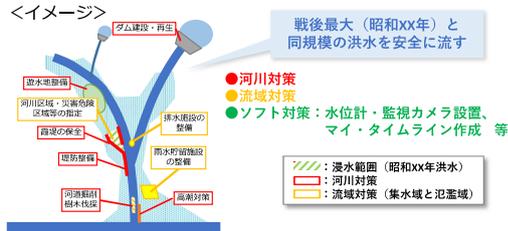
支援体制を充実する  
【国・企業】  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する  
【国・県・市等】  
排水門等の整備、排水強化

## 流域治水プロジェクト

- 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを策定 **◀ 令和2年度中に策定 ▶**

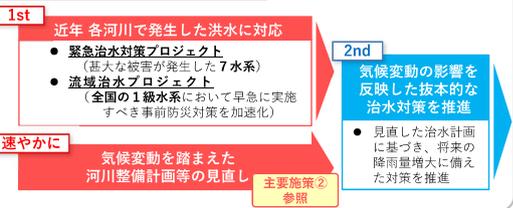
※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中



## 治水ダムの治水活用

- 全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始 **◀ 令和2年出水期から ▶**
- 2級水系についても同様の取組を順次展開

## 今後の水害対策の進め方



# 木曾川水系木曾川流域治水プロジェクト【素案】

～ゼロメートル地帯の壊滅的な被害を防止・軽減するための堤防強化対策～

〇令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、木曾川流域においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の昭和58年9月洪水と同規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

**位置図**

**■ 河川における対策**

国の対策内容 堤防整備、堤防強化、地震津波対策、樹木伐開 等  
新丸山ダム  
※今後、関係機関と連携し、県管理区間の河川改修を追加予定

**■ 流域における対策のイメージ**

- 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- 既存ダムの洪水調節機能の強化
- 土地利用規制・誘導（災害危険区域等）等

※今後、関係機関と連携し対策検討

**■ ソフト対策のイメージ**

- 水位計・監視カメラの設置
- マイ・タイムラインの作成 等

※今後、関係機関と連携し対策検討

昭和三十八年九月（台風第十号） 浸水家屋4,588戸

美濃加茂市内 被災状況

凡例  
 〇 堤防強化  
 〇 堤防整備  
 〇 地震津波対策  
 〇 樹木伐開・河道掘削  
 〇 樋門・樋管整備、橋梁改築 等  
 〇 浸水想定範囲（戦後最大の昭和58年9月洪水と同規模の洪水に対する氾濫解析）  
 〇 大臣管理区間